

平成24年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請

地方が自立的に事務及び事業を執行するためには、財源の安定的確保が必要不可欠であるが、地方が極めて厳しい財政状況にあることから、以下の点について十分配慮するよう、強く要請する。

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、都市計画税と合わせ、市町村税込全体の約5割を占める基幹税目であり、これらの収入の動向は、市町村の行財政運営を大きく左右するものであると言っても過言ではない。

こうした中、固定資産税については、平成24年度の評価替えにおいて、地価や建築物価の下落の影響により、都市計画税も含め全国で約5,000億円にも上る減収が見込まれているところである。

については、地方財源の確保及び公平かつ簡素な税制を確立する観点から、所期の政策目的を達成した特例措置などの合理性が低下したものについて見直しを行い、固定資産税を安定的に確保することが必要である。

2 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに係る代替財源の確保

自動車取得税(道府県税)及び自動車重量税(国税)は、一定額が市町村へ交付・譲与されており、都市基盤整備などのための貴重な財源となっている。

しかしながら、現在、平成22年6月22日に閣議決定された「財政運営戦略」に定める代替財源の確保が示されることなく、両税の廃止が要望され、議論されているところである。

仮に、両税が廃止された場合、市町村全体では約6,200億円の減収が見込まれ、身近な行政サービスを安定的に提供することに大きな支障が生じかねない。

については、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際には、市町村に対する確実な代替財源を確保することが必要である。

平成23年11月11日
指定都市市長会